

「総則編」

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨等

第1 計画の目的

この計画は、減災の視点から田村市、防災関係機関・団体、そして市民及び事業者等の役割を明確にし、積極的な災害の拡大防止と被害の軽減に努めるとともに、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、市民の生活の安全と秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の地位

- 1 この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)の規定に基づき、田村市防災会議が策定する計画である。
- 2 この計画は、田村市の地域における災害対策に関する、総合的かつ基本的な計画である。したがって、この計画は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づき県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第 13 条の規定に基づき、福島県知事から田村市長に委任された場合の計画、または福島県知事が実施する救助事務を補助する場合の計画、及び同法適用前の救助に関する計画、並びに水防法(昭和 24 法律第 193 号)に基づき、田村市が定める水防計画等、防災に関する各種の計画を包含する総合的な計画である。

第3 計画の目標

災害の種類には、地震、暴風、豪雨、洪水、風水害、雪害等異常な自然現象により発生するものと、大規模な火災または爆発により多数の死傷者を伴う災害及び原子力災害等人為的原因によるものとがある。これら予想されるすべての災害について、この計画は「総則編」、「相互応援協力編」、「一般災害対策編」、「地震災害対策編」、「原子力災害対策編」、及び「資料編」の 6 編をもって対応することにより、災害による被害を最小限にとどめ、犠牲者を出さないことを目標とする。

田村市地域 防 災 計 画	総 則 編	第1章 総則、第2章 防災に関する組織
	相互応援協力編	第1章 応援要請、第2章 応援派遣
	一般災害対策編	第1章 災害減災計画、第2章 災害応急対策、 第3章 災害復旧計画
	地震災害対策編	第1章 災害減災計画、第2章 災害応急対策、 第3章 災害復旧計画
	原子力災害対策編	第1章 総則、第2章 原子力災害事前対策、第3章 原子力災害応急対策、第4章 原子力災害中長期対策
	資 料 編	各種資料及び図表一覧等

第4 複合災害に備えた体制の整備

- 1 田村市は、国及び県と連携し、複合災害(同時または連續して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生の可能性を認識し、災害への対応や備えの充実に努めるとともに防災計画の見直しを行うものとする。また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員することにより後発災害に不足が生じないよう、要員・資機材の投入判断を行うための対応計画を定めるとともに、外部からの支援を早期に要請できるよう定めるものとする。
- 2 複合災害対処要領は、災害発生後、速やかに情報収集・分析・評価を行うことにより、複合災害が発生または発生が予測される場合、市民の生命に及ぼす影響が最も高くかつ緊急の脅威に対処するため、複合災害対処要領を整備するものとする。

第5 市の即応体制の保持

災害発生時に、できる限り混乱を回避し、被害を最小限にとどめるためには、危機管理という観点から平常時とは異なった組織体制のもと、迅速な災害応急対策を実施する必要があることから、災害に対応する組織の確立とその機能の強化を図るため災害対策にあたる全職員に対する日頃からの研修・訓練が必要である。

- 1 組織体制の整備

突発的な災害の発生を考慮し、「災害時職員行動マニュアル」を必要に応じ災害対策活動体制の適時な見直しを行うなどより実践的な組織体制の整備を図るものとする。
- 2 動員・連絡体制の整備

夜間、休日等における緊急事態を考慮した職員の動員及び連絡体制の強化を図る。
- 3 本部機能の強化
 - (1) 本部長の責務
 - ① 災害初動体制の早期確立を重視して平常時から職員に対し防災計画を周知徹底するとともに、各部課所等及び職員個々に任務を明示する。

② 職員の災害対応能力の向上施策の実施

ア 職員の研修・訓練計画の策定

本部事務局要員等に対し、各人に割り当てられる任務を遂行できるよう災害対応能力の向上を目的として、研修・訓練計画を策定するものとする。

イ 研修・訓練実施の考え方

(ア) 知識や心得の付与を目的とした会議形式の研修のほか、図上演習など、その目的に応じ最も効果的な手法で実施するとともに、研修・訓練の実施後は、その効果の測定を行い、内容及び手法の改善を図るものとする。

(イ) 人事異動、通常業務の繁忙などを考慮し、計画的に実施するものとする。

(ウ) 市のみでは対応困難な大規模な災害を想定し、必要に応じ、自衛隊、消防、警察等防災関係機関と合同の訓練を実施することにより、組織の災害対応能力の向上を図るものとする。

③ 本部及び局本部の機能の強化

本部事務局及び局本部事務局に、非常時の情報収集、伝達、企画立案機能をはじめ、本部の運営に必要な無線、有線等の通信機器、図面等を整備し、本部機能の強化を図るものとする。

(2) 各部課長等の責務

① 各部課等の役割を職員に周知徹底するとともに、部課等職員個々に災害発生における任務を明確かつ具体的に付与するものとする。

② 部課等職員に対する教育

各部課長等は、次の事項について、所属職員に対し十分に周知を図るとともに、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対して教育を行うものとする。

ア 災害に関する基礎知識

イ 防災計画の内容と市が実施している災害対策

ウ 災害の発生が予知された場合、または発生した場合に具体的にとるべき行動

エ 職員等が果たすべき役割(職員の動員体制と役割分担)

オ 家庭の災害対策と自主防災組織等の育成強化対策

カ 災害対策の課題その他必要な事項

③ 差出し職員の通知

ア 部長等は、人事異動等職員の異動があった場合は、速やかに本部事務局及び各部に差出す職員の名簿を市民部長に提出するものとする。また、差出し要員の異動等に伴う変更についても、その都度、遅滞なく報告するものとする。

イ 市民部長は、本部組織図を作成し、各部長等に通知するものとする。

④ 緊急連絡網の整備及び徹底

ア 本部事務局長(市民部長)は、本部事務局緊急連絡網を作成するものとする。

イ 本部各部長等は、各部等の緊急連絡網を作成するものとする。

(3) 職員の責務

- ① 防災計画及び災害時職員行動マニュアルを熟読するとともに所属部課及び各人の地位・役割を把握し、災害が発生した場合に躊躇なく行動できるよう努めるものとする。
- ② 自ら積極的に災害に関する基礎知識及び危機管理能力の修得に努めるものとする。
- ③ 災害発生時に道路途絶を考慮し出勤のため、予備経路及び予備手段を計画し、事前に確認しておかなければならぬ。

4 防災関係機関

市を管轄する防災機関及び市に関する防災関係機関は、防災計画の円滑な実施のため、防災組織の充実及び災害初動体制の確立のための整備を図るものとする。

5 平常業務の取り扱い

(1) 平常業務の最小化

大規模な災害等が発生し、全市をあげて災害対応が必要とされる場合には、平常業務は必要最小限に止めるものとする。ただし、状況に応じて各部等または行政局長が可能と認める場合は、できる限り速やかな平常業務の再開に努めるものとする。

(2) 各部・局の市民サービス業務

各部長及び各局長は、災害発生時において極力必要な市民サービス業務の維持に努めるものとする。

第6 計画の習熟

市の全職員及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたり、その機能を十分に發揮するため日頃から、自らまたは協同して調査研究、実際的な訓練の実施等により、この計画の習熟に努めるものとする。

第7 防災計画の周知徹底

この計画は、防災関係機関に周知徹底を図るとともに、特に市民に対し必要と認めるものについては、防災に関する教育・訓練及び広報誌等を活用し周知するものとする。

第8 防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。また、関係機関は、関係のある事項について修正が必要と認めたときは、速やかに修正案を防災会議に要請するものとする。

今回の改定版は、平成24年6月及び平成25年6月に公布された災害対策基本法等の一部を改正する法律及び平成27年度の組織改編、さらには東日本大震災で得た初動体制の早期確立、災害対策本部の迅速な機能発揮等の教訓と、防災関係機関等との連携強化

及び国、県の動向を可能な限り盛り込み、修正をえたものである。

今後は、災害対策基本法、防災基本計画及び福島県地域防災計画等の見直しに合わせ、適時適切に修正を行うものとする。

第9 用語の定義

この計画の用語の定義は次のとおりである。

用語	定義
市	田村市をいう。
県	福島県をいう。
市民	田村市民をいう。
住民	市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等も含める。
市町村	市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関(消防本部、消防署、消防団)を含める。
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び市の地域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者などをいう。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。(災害対策基本法第2条第4項)
指定公共機関	日本電信電話㈱、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。(災害対策基本法第2条第5項)
指定地方公共機関	港湾法第4条第1項の港湾局、土地改良法第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。(災害対策基本法第2条第6項)
公共的団体	市の地域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協等の経済団体、医師会、婦人団体等の文化・福祉団体等の団体をいう。
防災上重要な施設の管理者	市の地域内の民間の病院、学校、保健、福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
防災会議	田村市防災会議をいう。
防災計画	田村市地域防災計画をいう。
県防災計画	福島県地域防災計画をいう。
本部	田村市災害対策本部をいう。
県本部	福島県災害対策本部をいう。

本 部 長	田村市災害対策本部長(市長)をいう。
県 本 部 長	福島県災害対策本部長(知事)をいう。
警 戒 本 部	田村市災害警戒本部をいう。
警 戒 本 部 長	田村市災害警戒本部長(市民部長)をいう。
基 本 法	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)をいう。
救 助 法	災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)をいう。
激 甚 法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)をいう。
消 組 法	消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)をいう。
原 災 法	原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)をいう。
オ フ サ イ ト セ ン タ 一	原災法において指定された緊急事態応急対策拠点施設をいう。 (県内では福島県原子力災害対策センターを指す。)
緊急時モニタリング	緊急時の環境放射線モニタリングをいう。
要 配 慮 者	平成 25 年 6 月の災害対策基本法一部改正で新たに定義された、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者をいう。
避 難 行 動 要 支 援 者	要配慮者のうち、災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者をいう。
広 域 避 難 計 画	県で策定する「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」をいう。

第2節 基本方針と活動目標

第1 基本方針

この計画は、防災に関し、田村市、福島県、防災関係機関等、市民及び事業所等が必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害減災対策、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定め、総合的、かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とし、計画の樹立及びその推進にあたるものとする。

1 災害に強いコミュニティの形成(地域防災力の向上)

大規模災害時には、行政も被害を受けるなど迅速な対応には限界があり、災害に対し迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による共助の体制をあらかじめ整備しておくことが必要である。このため、平時から行政区におけるコミュニティ活動を活用した自主防災組織を育成し、これらの活動を通じて「自らの命(自助)と地域は自らで守る(共助)」の気風を醸成し「災害に強いコミュニティの形成」に努めるものとする。

2 広域連携による災害対応力の強化

被災地域の対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、他の地方公共団体相互の迅速、かつ、的確な応援活動が必要となることから、迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向け、生活圏相互の応援活動の体制の整備、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努めるものとする。

3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

(1) 職員個々の危機管理能力の向上

- ① 職員個々の危機管理能力の有無が緊急時における災害対策本部の機能発揮の良否を大きく左右することから、危機管理機能の3機能「情報収集・分析・評価機能」、「計画立案機能」、「計画実行機能」の充実に努めるものとする。
- ② 大規模災害等においては関係機関等もまた緊急状態であり、関係機関等から欲する情報をすべて入手することは困難であることから、自らあらゆる手段を活用し情報の収集に努めるものとする。
- ③ 入手した断片的な情報をもって全体像を把握でき、かつ、今後の状況を推測できる能力、また、これらの情報等から対策を立案できる能力が必要である。このため平時から、論理的な思考力と状況判断能力を養成するよう努めるものとする。

(2) 職員全体の応急対策活動能力の強化

- ① 市職員には、平時における行政サービス機能と緊急時における災害対応機能の二つの機能が求められ、行政処理能力と危機管理能力が必要である。特に大規模な災害発生時には総力戦となることから、すべての職員が防災担当であるとの意識を持ち、日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知するよう努めるものとする。

② 平時の災害減災対策等は、防災担当部局が対応しているため、災害発生時においても防災担当部局に依存しがちである。しかし、発災時における初動体制の早期確立及び災害対策活動の迅速性、適時性、有効性並びに効率性の観点から、防災担当部局のみならず、全庁的に災害応急対策業務に従事する意義を認識するよう努めるものとする。

(3) マニュアルの作成・活用

① 災害時における作業等の効率化等を図るため、状況の変化に左右されない普遍的な事項等を標準化した手順書(手引書)が必要なことから、災害対策活動においては「災害対策本部設置・運営」、「避難所設置・運営」、「ボランティアセンター設置・運営」等についてマニュアルを作成し活用するものとする。

② 災害対策活動は状況が刻一刻変化し、かつ、情報は十分得られず、また錯綜するなかで行うことが多く、すべてマニュアルで対応することは困難であることから、状況の変化に適切に対応しうる柔軟な思考力と危機管理能力を養成するよう努めるものとする。

4 平時における減災対策を重視したまちづくり

(1) 地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提に、災害時の対応及び復旧といった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止を目指した「防災まちづくり」の実施に努めるものとする。

(2) 限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、災害等発生時に「何ができるのか」をあらかじめ検討する必要がある。また、「防災まちづくり」は、すべての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものであることから、各種計画の策定にあたっては、防災上の観点からも計画に取り入れるよう努めるものとする。

5 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定までの過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第2 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動に重点をおくとともに、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化するため、優先すべき災害対策活動の目標も状況に合わせて変更しなければならない。

また、防災関係機関が相互に連携を図り、円滑に災害対策活動を実施するため、共通の活動目標を定めるものとする。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

市の地域に係る災害対策を実施するにあたり、防災関係機関及び市民、事業者等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害の拡大防止と被害の軽減に努めるものとする。

第1 実施責任

1 市の責務

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第1次的責務者として、災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県の責務

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が実施する防災活動を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関の責務

指定地方行政機関は、市の地域及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、または公益性を鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体等災害協力団体及び防災関係団体は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、防災関係機関の防災活動に協力する。

6 市民の責務

市民は、「自らの命は自ら守る。(自助)」を基本に、常に被害の減災対策を進めるとともに「自らのまちは自ら守る。(共助)」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、常に近隣住民とのコミュニケーションを確保するとともに、災害時には、住民相互の生命の安全と保護を最優先に考慮し、共助の精神のもと整然かつ迅速に行動するよう努めるものとする。

7 事業者の責務

市内の事業所は、市が実施する防災活動及び災害対策に協力するとともに、事業活動

にあたってはその社会的な責任に基づき、従業員や利用者の安全確保を図るものとし、経済活動の維持及び地域への貢献のため、普段から防災体制の整備や地域の防災訓練等に参加し、地域と連携した防災対策の推進に努めるものとする。

また、市内で営業、住居の提供等のため施設を管理する者は、施設の安全性、避難路の確保、救助用資機材の準備など、災害時に必要な対策を講じるものとする。

第2 処理すべき事務または業務の大綱

1 市

(1) 市

- ① 防災会議に関する事務
(災害減災対策)
 - ② 各事業所の自衛消防組織及び各行政区等の自主防災組織の整備及び育成強化
 - ③ 防災思想の普及高揚及び防災訓練の実施
 - ④ 防災に関する施設及び設備の整備
 - ⑤ 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備
 - ⑥ 災害時応援協定の締結
(災害応急対策)
 - ⑦ 災害予警報、被害情報、その他の災害に関する情報の収集、伝達及び広報、被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告
 - ⑧ 高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の設定
 - ⑨ 避難所の開設及び運営
 - ⑩ 罹災者の救助、医療及び救護
 - ⑪ 農産物、家畜、林産物等に対する応急措置の指導
 - ⑫ 公共土木施設、農地及び農林業用施設等に対する応急措置
 - ⑬ 災害時における清掃、防疫及びその他の保健衛生対策
 - ⑭ 交通及び緊急輸送路の確保
 - ⑮ 水防、消防及びその他の応急措置並びに復旧
 - ⑯ ボランティア活動に対する支援
 - ⑰ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定業務に関する事務
 - ⑯ 災害復旧
 - ⑯ 災害発生による被害の拡大及び二次災害防止のための措置
(その他)
 - ⑯ 防災に関する調査研究
- (2) 市教育委員会
- ① 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに救命救急講習の実施
 - ② 文教施設及び文化財の保全対策の実施

③ その他、災害対策に必要な措置

- (3) 田村市上下水道局(以下「上下水道局」という。)
- ① 水道施設等の被害状況調査及び点検
 - ② 応急給水所の設置及び飲料水の供給活動
 - ③ 応急給水活動用災害復旧用資機材の整備
 - ④ 給水施設の応急復旧活動

2 郡山地方広域消防組合

(災害減災対策)

- (1) 防災に関する組織の整備及び育成指導
 - (2) 防災思想の普及及び教育
 - (3) 防災訓練の実施
 - (4) 災害用物資及び資材の保管及び点検
 - (5) 防災に関する施設及び設備の整備点検
- (災害応急対策)
- (6) 災害予警報・被害情報・その他の災害に関する情報の収集及び伝達
 - (7) 災害に関する広報
 - (8) 避難対策
 - (9) 被災者に対する救護及び救助活動の実施
 - (10) 水防活動、消防活動及びその他の応急措置
 - (11) 災害時における緊急輸送の実施
 - (12) その他、災害発生による被害の拡大防止のための措置

3 田村市消防団(以下「消防団」という。)

(災害減災対策)

- (1) 消防車両及び装備の整備点検
 - (2) 地震、風水害、火災、その他の災害の予防及び警戒
- (災害応急対策)
- (3) 災害時の消火活動、水防活動の実施
 - (4) 被害情報の収集及び提供
 - (5) 被災者に対する救護及び救助の実施
 - (6) 非常警戒及び避難誘導の実施
 - (7) 避難行動要支援者の支援
 - (8) その他、災害時協力活動の実施

4 県(関係機関)

(1) 県

- ① 福島県防災会議に関する事務
 - ② 県防災計画による所定の業務
- (2) 田村警察署
- ① 災害に関する情報の収集・伝達
 - ② 被災者の救出・救護
 - ③ 行方不明者の捜索
 - ④ 避難の指示・誘導
 - ⑤ 遺体の検視
 - ⑥ 交通規制
 - ⑦ 交通混乱の防止及び避難路緊急輸送路確保の交通対策
 - ⑧ 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持

(3) 県中地方振興局

県防災計画による所定の業務

(4) 県中農林事務所

県防災計画による所定の業務

(5) 県中建設事務所・県三春土木事務所

県防災計画による所定の業務

(6) 県中教育事務所

県防災計画による所定の業務

(7) 県中保健福祉事務所

県防災計画による所定の業務

(8) 病害虫防除所

県防災計画による所定の業務

(9) 中央家畜保健衛生所

県防災計画による所定の業務

(10) 県中流域下水道建設事務所

県防災計画による所定の業務

(11) 動物愛護センター

動物救護に関する業務

5 陸上自衛隊

(1) 郡山駐屯地

- ① 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動
- ② 災害時における応急救護活動

- ③ 災害時における応急復旧活動
- ④ 避難の指示及び誘導
- ⑤ 災害救助のための物資の無償貸与または譲与
- ⑥ 被災者への応急給水及び給食等の提供・支援

6 指定地方行政機関

- (1) 農林水産省東北農政局福島地域センター郡山庁舎
主要食糧の需給対策
- (2) 厚生労働省郡山労働基準監督署及び福島労働局郡山公共職業安定所
 - ① 工場・事務所等における産業災害の防止についての誘導監督
 - ② 労災保険料等の非常取扱い
 - ③ 被災工場・事務所に対する救急医療品の配布等
 - ④ 応急対策に要する労働力の供給
- (3) 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所及び福島河川国道事務所郡山出張所
 - ① 所轄国道の維持管理、改修及び災害復旧工事
 - ② 災害時における所轄国道の交通規制
 - ③ 所轄河川区域における水防業務
 - ④ 所轄河川の維持管理、改修及び災害復旧工事
 - ⑤ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - ⑥ その他防災所定業務
- (4) 農林水産省関東森林管理局福島森林管理署
 - ① 森林治水による災害防止
 - ② 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備と管理
 - ③ 災害対策に必要な木材(国有林)の払下げ
- (5) 福島地方気象台
 - ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集と発表
 - ② 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風・大雨・竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及び防災・報道機関等を通じた住民等への周知
 - ③ 災害発生が予想されるときや、災害発生時における気象状況の推移及びその予想の解説等の実施

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 東日本旅客鉄道(株)仙台支社福島支店
 - ① 災害の予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - ② 鉄道施設の安全な維持管理及び旅客の避難救護

- ③ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保並びに災害時の応急輸送対策
- (2) NTT東日本福島支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株、株NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株
 - ① 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧
 - ② 応急措置の実施に関する通信設備の優先的利用
- (3) 日本郵便株(市内各郵便局)
 - ① 災害時における郵便事業運営の確保
 - ② 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (4) 東北電力ネットワーク株郡山電力センター
 - ① 電気供給設備の被害調査並びに早期復旧の実施と危険防止措置
 - ② 災害時における危険予防措置等の広報活動
- (5) 福島交通株郡山支社
 - ① 災害時における救助物資、人員の輸送及び避難等の輸送の協力
 - ② 災害時における車両の運行規制及び運行状況の広報
 - ③ 災害時における応急輸送対策及び施設等の被害調査並びに災害復旧
- (6) 日本通運株郡山支店
 - 災害応急対策のための各機関からの車両借上げ要請に対する配車
- (7) (公益社団法人)福島県トラック協会県中支部
 - 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

8 公共的団体等

- (1) 農業協同組合、森林組合、農業共済組合等農林業関係団体
 - ① 市が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力
 - ② 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導
 - ③ 被災農家に対する融資またはその斡旋
 - ④ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
 - ⑤ 飼料、肥料等の応急対策
- (2) 商工会等商工業関係団体
 - ① 商工業関係の被害調査及び応急対策の指導
 - ② 被災商工業者に対する融資斡旋の協力
 - ③ 災害時における物資安定についての協力
 - ④ 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保・協力及びこれらの斡旋
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - ② 災害時における病人等の収容及び保護
 - ③ 災害時における負傷者の治療

- (4) 一般社団法人田村医師会
 - ① 医療活動の協力
 - ② 防疫、その他保健衛生活動の協力
- (5) 田村歯科医師会
 - ① 医療活動の協力
 - ② 保健衛生活動の協力
- (6) 田村薬剤師会

医療、防疫、その他保健衛生活動に必要な医薬品、その他衛生材料の調達
- (7) 社会福祉施設等の管理者
 - ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - ② 災害時における入所者の保護及び誘導
- (8) 社会福祉法人田村福祉会

災害時における避難行動要支援者の緊急受入
- (9) 社会福祉法人田村市社会福祉協議会
 - ① 災害ボランティアセンターの設置・運営
 - ② 被災者への生活必需品等の支給
- (10) 日本赤十字社関係団体
 - ① 医療、助産、その他の救助の実施
 - ② 義援金品の募集及び配分
- (11) 保育所(園)・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校
 - ① 幼児児童生徒等の避難保護及び被災状況調査報告
 - ② 応急教育対策及び被災施設の災害復旧
 - ③ 被災者の一時収容措置についての協力
- (12) 金融機関

災害時における業務運営の確保及び非常金融措置
- (13) 報道機関
 - ① 防災知識の普及並びに気象の予警報、情報及び被害状況の周知
 - ② 災害応急対策の周知及び報道
- (14) 行政区長会(自主防災組織)
 - ① 地域における市民の避難誘導、被災者の救護、防疫活動、防犯等に関する協力
 - ② 市が実施する応急対策及び被害状況調査についての協力
 - ③ 要配慮者の把握
 - ④ 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動の実施
- (15) 交通教育専門員連絡協議会等交通関係団体

避難時の安全確保及び誘導並びに応急対策実施のための交通規制の協力
- (16) 防犯協会連合会等防犯関係団体

- ① 地域における市民の被災者の救護、防犯等に関する協力
- ② 市が実施する応急対策についての協力
- (17) 一般運送業者
　　災害時における緊急援助物資、人員の輸送及び避難等の輸送力の確保
- (18) 危険物関連施設管理者
　　災害時における危険物等施設の安全確保

9 災害協力団体等

- (1) 福島県建設業協会田村支部
 - ① 災害時における緊急輸送路の確保
 - ② 災害時における障害物の除去及び仮設住宅の建設
 - ③ 下水道の応急復旧資材の供給及び応急復旧作業の実施
 - ④ その他の災害応急措置の協力
- (2) 田村市管工事組合
 - ① 応急給水作業の実施
 - ② 上水道の応急復旧資材の供給及び応急復旧作業の実施
 - ③ 仮設トイレの設置、その他の緊急応急作業の実施
- (3) 一般社団法人福島県LPGガス協会郡山支部田村方部会
　　プロパンガスの安全な取扱方法の普及及び災害時の緊急燃料の調達
- (4) 福島県石油業協同組合田村支部
　　災害時における燃料等の供給
- (5) 県南電気工事協同組合三春支部・小野支部
　　災害時における公共施設の機能の確保及び応急復旧作業の実施
- (6) 災害廃棄物処理業者
 - ① 被災した建築物等構造物の解体及び撤去
 - ② 災害廃棄物の撤去及び処分

第4節 計画作成の基礎資料

第1 市の自然条件

1 位置及び境域

本市は、阿武隈高原の中央に位置(市役所の位置: 東経 140 度 34 分、北緯 37 度 28 分、海拔 408m)し、平成 17 年 3 月 1 日に、滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町の旧 5 町村の合併により誕生した。また、本地域は、県の中核的都市である郡山市まで約 30 km の位置にあり、県の中通りにあって浜通りとの結節点となる地域となっている。

2 面積

本市の面積は 458.30 km²である。

3 地勢

(1) 稜線

本地域には、阿武隈山系が南北に走り、北から日山（1,057m）、移ヶ岳（995m）、鎌倉岳（967m）、片曾根山（718m）、高柴山（884m）、大滝根山（1,192m）、羽山（970m）等の山岳があり、これらと小さな山々によって丘陵起伏が縦横に連続する地形となっている。

(2) 水系

阿武隈山地は分水嶺をなし、前述の山岳を源に、阿武隈川支流となる大滝根川や移川、太平洋へ流れる夏井川や高瀬川の多くの河川が地域を流下している。

（資料編 1-4-1①「市内の河川延長」参照）

(3) 地質

阿武隈山地は、東北最大の白亜紀に貫入した広大な花崗岩分布地域であり、表層は花崗岩が劣化したまさ土で覆われている。

4 気候

阿武隈高地特有の準高冷地帯で、年間の気温較差が大きく、平均気温は 11.2°C である。また、降雨・降雪量が少ない表日本内陸山間型の特徴を持ち、寒候期においても連續した降雪期間は短い。

（資料編 1-4-1①「気象状況」参照）

第2 市の社会的条件

1 人口（資料編 1-4-2「地域概況」参照）

2 交通

本市の交通は、東西に J R磐越東線・国道 288 号が、南北には国道 349 号を軸として国道 399 号、主要地方道浪江三春線、郡山大越線、船引大越小野線が走り、市内に磐越自動車道の船引三春 I C、田村スマート I C を有し、地域交通の要衝となっている。

第3 土地利用の状況

本市の土地利用の状況は、令和 2 年 1 月現在、総面積 458.33 km²のうち田 32.67 km² (7.13%)、畑 49.18 km² (10.73%)、宅地 14.73 km² (3.21%)、山林 307.09 km² (67.00%)、原野 13.78 km² (3.01%)、その他 40.88 km² (8.92%) であり、宅地化への傾向は見られるものの、山林の占める割合は大きい。

第2章 防災に関する組織

第1節 防災基本理念

市民は、「自らの命は自ら守る。(自助)」、「自らのまちは自ら守る。(共助)」を防災の基本とし、この観点に立って防災関係機関や事業者等が実施する防災活動と連携・協力しつつ、日頃から災害に備えるものとする。

事業者等は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献といった役割を認識し、事業継続計画を策定する等必要な対応策を講じるとともに、市やその他の防災関係機関が実施する防災活動等に協力し、防災対策の推進を図るものとする。

第2節 防災に関する組織と責務

第1 組織の責務

1 防災会議

防災会議は、基本法第16条及び市防災会議条例(平成17年3月1日市条例第16号)に基づき設置される市の附属機関で、市長を会長として、市防災会議条例第3条第5項の各号に規定する機関の長等を委員として構成する機関である。この機関は市の地域の防災に関する基本方針の決定及び防災計画を策定し、その実施を推進するものである。

(1) 会長及び委員

会長 (市長)	(条例第3条第5項第1号) 福島県の知事部局の職員	6人 以内	県中地方振興局長・県中建設事務所長 県中保健福祉事務所長・三春土木事務所長
	(条例第3条第5項第2号) 福島県警察の警察官	2人 以内	田村警察署長 田村警察署小野分庁舎所長
	(条例第3条第5項第3号) 市長が指名する部内の職員	13人 以内	副市長・各部長・各行政局長 上下水道局長
	(条例第3条第5項第4号)	一	教育長
	(条例第3条第5項第5号)	一	田村消防署長・消防団長
	(条例第3条第5項第6号) 指定(地方)公共機関	6人 以内	東日本旅客鉄道(株)・福島交通(株) 東北電力ネットワーク(株)・NTT 東日本
	(条例第3条第5項第7号) 自主防災組織を構成する者 または学識経験のある者	5人 以内	各地域行政区長会長(5名)

2 本部

本部は、市の地域において災害が発生し、災害の規模、その他の状況により被害が拡大するおそれのある場合、基本法第23条及び市災害対策本部条例(平成17年3月1日市条例第17号)の規定に基づき設置する機関であり、市長を本部長として、防災関係機関及び市の全職員をもって組織し、災害対策を実施する機関である。

(1) 設置場所

原則として市役所内に設置する。なお、庁舎が被災し使用が困難な場合、または災害の状況により災害対策本部の機能が維持できない事態に陥った場合は、田村市業務継続計画に基づき移転するものとする。

(2) 本部組織

本部組織については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。(資料編)

※田村市業務継続計画および災害時職員行動マニュアルについては、資料編によるものとする。